## 母母母母母 日本獣医師会学会関係情報 母母母母母

日本産業動物獣医学会・日本小動物獣医学会・日本獣医公衆衛生学会

お知らせ

## 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程等の一部改正について

『日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程』及び『日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き』について,動物実験の取扱い等について規定を明示するとともに,一部の記載について内容を具体的に記載する改正を行った.

この改正については、令和5年4月17日に開催された令和4年度日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会で決定され、同年5月1日から施行する.

記

別記

### 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程及び投稿の手引きの新旧対照表

1 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程

改 正 条 文	現 行 条 文
日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程	日本獣医師会獣医学術学会誌投稿規程
(略)	(略)
(投稿資格及び条件) 第2条 筆頭著者となることのできる者は,公益社団 法人日本獣医師会定款施行細則第7条で定める日本 獣医師会の会員構成獣医師又は公益社団法人日本獣 医師会定款第8条第2号で定める賛助会員(個人に	(投稿資格及び条件) 第2条 筆頭著者となることのできる者は、公益社団 法人日本獣医師会定款施行細則第7条で定める日本 獣医師会の会員構成獣医師又は公益社団法人日本獣 医師会定款第8条第2号で定める賛助会員(個人に

#### 改正条文

限る.)とするが、これ以外の者が筆頭著者となる にあたっては、原則として別に定める投稿料を納付 するものとする.

2 投稿の条件は、次のとおりとする.

(略)

(2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱いは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。

(略)

- 二 所属研究機関の動物実験ガイドライン (指針)等に沿って動物に苦痛を与えないように実験を行っている (または動物実験委員会の許可を得て実験を行っている)こと. 所属研究機関等が動物実験がイドライン等を持たない場合にあっても,日本学術会議による「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」第7条に規定する適正な飼養及び保管がなされ,同法第41条に規定する飼育下における動物研究の国際原則である「3Rの原則」に従っていること.
- 本 なお、投稿論文の内容に生命倫理の妥当性を審査 する必要があると判断した際は日本獣医師会学会 運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣 医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」とい う.)内に置かれた生命倫理小委員会を開催し検 討することがある。

#### (原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、委員会が採択を決定した日を採用日とする.

#### (原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の 手順により行う.

(略)

(3) 担当編集委員は、内容に応じて<u>複数の</u>専門家に原稿の審査を依頼することができる.

#### 現 行 条 文

限る.) とするが、これ以外の者が筆頭著者となるに あたっては、原則として別に定める投稿料を納付す るものとする.

2 投稿の条件は、次のとおりとする、

(略)

(2) 投稿原稿の根拠とする症例又は動物実験における動物の取り扱いは、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号)に基づき、動物愛護の趣旨に則し、適正な対応がなされており、動物を用いた研究は、次の条件を満たしていなければならない。

(略)

#### (原稿の受付日及び採用日)

第3条 投稿原稿は、事務局に到着した日を受付日とし、日本獣医師会学会運営規程第7条第1項第4号に基づき設置する獣医学術学会誌編集委員会(以下「委員会」という。)が採択を決定した日を採用日とする。

#### (原稿審査の手順等)

第4条 投稿原稿の審査及び採否に係る事項は、次の 手順により行う.

(略)

(3) 担当編集委員は、内容に応じて専門家に原稿の審査を依頼することができる.

#### 改正条文

- (4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が適正と判断した原稿について採択を、本誌への掲載が適正ではないと判断した原稿について不採択を副委員長に進言する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (5) 副委員長は、担当編集委員から採択または不採択を進言された原稿について確認し、それが妥当と判断される場合には委員長に決定を仰ぐ、委員長は、副委員長による採択または不採択に関する意見を受け、採択または不採択を決定する。ただし、審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うことがある。
- (6) 採択された原稿は原則として採択順に掲載し、不 採用とされた原稿は、速やかに著者へ通知される.

(略)

- 附 則(令和5年4月17日·日本獣医師会獣医学術 学会誌編集委員会一部改正)
- 1 この改正は、令和5年5月1日から施行する.

#### 現 行 条 文

(4) 担当編集委員は、審査の結果、新規性、有用性、信頼性、論文の完成度等をもって本誌への掲載が 適正と判断した原稿について採択する. ただし、 審査の過程で著者へ修正を求め、再審査を行うこ とがある.

(5) 採択された原稿は原則として採用順に掲載し、不 採用とされた原稿は<u>委員長及び副委員長の確認を</u> 経て、速やかに著者へ通知される.

#### 2 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き

# 改 正 条 文

#### 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き

令和5年5月1日 日本獣医師会

(略)

3 投稿要領関連

(略)

#### (2) 原稿の体裁

原稿は、A4 判縦で余白を上下左右 25mm、文字色は黒、字体は日本語は MS 明朝、英語は Century、字の大きさは 12 ポイント、行間はダブルスペースとし、横書きで欄外下部中央にページ及び左欄外に行番号を付す。

なお、修正原稿については、修正箇所は青色の文字で記載する(<u>見え消しや注釈機能等の変更履歴機能は</u>用いない).

#### 現 行 条 文

#### 日本獣医師会獣医学術学会誌投稿の手引き

令和 4 年 1 月 1 日 日本獣医師会

(略)

3 投稿要領関連

(略)

#### (2) 原稿の体裁

原稿は、A4 判縦で余白を上下左右 25mm、文字色は黒、字体は日本語は MS 明朝、英語は Century、字の大きさは 12 ポイント、行間はダブルスペースとし、横書きで欄外下部中央にページ及び左欄外に行番号を付す。

なお、修正原稿については、修正箇所は青色の文字 で記載する(見消機能や注釈機能等は用いない).

改 正 条 文	現 行 条 文
(略)	(略)
4 執筆要領関連(原著及び短報)	4 執筆要領関連(原著及び短報)
(略)	(略)
(1) 用 語:	(1) 用 語:
(略)	(略)
ウ 本文中に一般名等で記載した薬品,機器等の商品 (製品)名及び社名等は,一般名称の直後に括弧 内で記載することができる(商品(製品)名,社 名,都道府県名の順/例:ニチジュウワクチン, 日獣製薬㈱,東京).ただし,本文中に既出の商 品(製品)については,2回目以降は社名,都道 府県名は省略してもよい.	ウ 本文中に一般名等で記載した薬品,機器等の商品 (製品) 名及び社名等は,一般名称の直後に括弧 内で記載することができる(商品(製品)名,社 名,都道府県名の順/例:ニチジュウワクチン, 日獣製薬(株),東京).
(昭)	(略)